

(都) 山田伊丹線(昆陽泉町工区)道路改良工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

(都) 山田伊丹線(昆陽泉町工区)道路改良工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年伊丹市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和4年8月23日締結した(都)山田伊丹線(昆陽泉町工区)道路改良工事の請負契約中「契約金額 金144,667,600円」を「契約金額 金143,812,900円」に改める。

令和5年12月1日提出

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和4年度(都)山田伊丹線(昆陽泉町工区)道路改良工事

位置 伊丹市昆陽南2丁目ほか地内

2 契約の方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金143,812,900円

(当初の契約金額からの増加額11,130,900円)

4 契約の相手方

住 所 伊丹市南本町3丁目4番14号

名 称 株式会社染の川組

代表者 代表取締役 岸田 英夫

5 工事変更の概要

出来形精査による精算に伴う変更